ＦＡＱ　よくある質問（公募型樹木等採取試行）

---

1 Ⓠ　採取できるのはどんな樹木ですか。

Ⓐ　樹種はヤナギ・オニグルミ・ハリエンジュ等の雑木で、樹径は概ね１０センチから１メートル程度となっています。
　採取区域、区画によってそれぞれ繁茂状況は異なりますので、応募前に必ず現地を確認いただき、希望する区画を応募してください。

（募集要領２.採取区域、樹種、留意事項等（２）参照）

---

2 Ⓠ　採取できる場所はどこですか。

Ⓐ　長岡市釜ヶ島付近、小千谷市高梨付近、小千谷市川井付近、魚沼市四日町付近の4つの採取区域に、約４００㎡毎に区割りした採取区画を設けています。各採取区域の詳細な場所、区画割については別添の参考資料をご参照ください。

（募集要領２.採取区域、樹種、留意事項等（１）参照）

---

3 Ⓠ　誰でも応募できるのですか。

Ⓐ　応募は企業、団体、個人の別を問いません。また、営利目的での応募も可能ですが、応募は１者につき１回までとします。
　ただし、募集要領１．（１）から（６）のいずれか一つでも該当する場合は、応募することはできません。

（募集要領１.公募への参加資格 参照）

---

4 Ⓠ　採取の可否・採取区画はどうやって決まるのですか。

Ⓐ　提出された応募書類により、採取木の使用目的、採取方法、作業における安全対策、採取の実行性等を総合的に評価し決定しますが、参加資格に適合しない場合、あるいは資料不備の場合は失格となります。
　採取区画は応募時の希望順で、希望区画が他の応募者と重複した場合は応募書類の先着順に決定します。
　これにより、希望採取区画数が実施可能区画数に満たなくなった応募者に対しては、全体の応募状況を考慮し、実施可能区画数を上限に採取者が決定していない他の区画を紹介する等の調整を行うことがあります。

（募集要領５．採取者の選定・採取区画の決定等（１）・（２）参照）

---

5 Ⓠ　採取を希望する区画が複数あるのですが、応募は可能ですか。

Ⓐ　何区画でも応募可能ですが、なるべく多くの方に採取していただけるよう、採取が可能な範囲でご応募願います。なお、応募様式（関係様式－１）別紙には「実施可能区画数」を記載していただきます。

（募集要領４.応募方法（３）参照）

---

6 Ⓠ　採取したい区画を複数の者が希望した場合はどうなりますか。

Ⓐ　採取区画は応募時の希望順で、希望区画が他の応募者と重複した場合は応募書類の先着順に決定します。
　これにより、希望採取区画数が実施可能区画数に満たなくなった応募者に対しては、全体の応募状況を考慮し、実施可能区画数を上限に採取者が決定していない他の区画を紹介する等の調整を行うことがあります。

（募集要領５.採取者の選定・採取区画の決定等（２）参照）

---

7 Ⓠ　採取料はかかりますか。

Ⓐ　今回の公募型樹木等採取は試行により実施するため、新潟県河川法施行条例による河川産出物採取料は免除となります。

（募集要領８．その他の連絡・依頼事項等（４）参照）

---

8 Ⓠ　採取した木は何に使うことができますか。

Ⓐ　採取により得られた樹木の使途を制限するものではありませんが、応募の際に樹木の使途が明確でない場合には、採取の妥当性の正確な判断のため、確認する場合があります。

（募集要領２．採取区域、樹種、留意事項等（４）⑥参照）

---

9 Ⓠ　応募書類はどこへ出せばよいですか。

Ⓐ　信濃川河川事務所管理課に提出してください。持参、郵送、ＦＡＸ及び電子メールによる提出が可能です。

（募集要領４．応募方法（２）参照）

---

10 Ⓠ　採取者として決定された後の手続きについて教えてください。

Ⓐ　当選者による樹木の採取は、河川法第２５条（土石等の採取の許可）に係る許可申請書を提出し、許可書の交付を受けた後に可能となります。
　当選者には、許可申請書様式、伐採作業計画書（関係様式－２）等を郵送しますので、必要事項を記入の上、持参又は郵送にて提出願います。（ＦＡＸ・電子メールは不可）
　申請書が届き次第、内容を審査し、許可書を交付（郵送）します。

（募集要領６．河川法第２５条の許可手続き（１）・（２）参照）

---

11 Ⓠ　採取する場所の下見はできますか。

Ⓐ　採取区域、区画によってそれぞれ樹木の繁茂状況は異なりますので、応募前に必ず現地を確認いただき、希望する区画を応募してください。（確認いただいていない場合は応募はご遠慮ください。）
　なお、現地では杭を設置して区画の番号を表示しています。

（募集要領２．採取区域、樹種、留意事項等（１）・（２）参照）

---

12 Ⓠ　作業用機械、伐採樹木の運搬に車両を使用したいのですが、車が入れる道路はありますか。

Ⓐ　進入路は、概ね普通車両が通行可能な最小限の幅員が確保されています。しかし、未舗装区間が存在すること、一部で段差や凸凹が生じていること、進入路に隣接して草木や枝等が多く存在することなどから、車両の損傷の恐れがあります。
　これについても、応募前に必ず現地を確認ください。

（募集要領２．採取区域、樹種、留意事項等（３）参照）

---

13 Ⓠ　採取作業中に事故等が起こってしまった場合は、どうしたらよいのでしょうか。

Ⓐ　許可を受けた者は、採取作業中に事故等が発生した場合は、直ちに作業を中断し、人命に関わる場合は救命措置を行うなどの適切な対応を行ってください。また、事故等が発生した事実について信濃川河川事務所管理課に連絡してください。

（募集要領９．許可書に記載する条件（１２）参照）

---

14 Ⓠ　許可をもらったのですが、都合により採取できなくなりました。

Ⓐ　やむを得ない事情等により許可の辞退（許可を受けた行為の廃止）を希望する場合は、信濃川河川事務所管理課に届け出てください。

（募集要領９．許可書に記載する条件（３）②・③参照）

---

15 Ⓠ　許可された区画での作業が困難になりました。他の区画に変更できませんか。また、採取区画数の増減は可能ですか。

Ⓐ　採取区画の空き状況によっては区画の変更や区画数の増が可能な場合があります。信濃川河川事務所管理課へ相談してください。